

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
8月10日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ……一
- 公安委告示
技能検定員審査の実施 ……二
- 教育指導員審査の実施 ……五



山口県告示第二百四十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年八月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和三年八月十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
- 住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地

- 名称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
- 所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	能力 (N ^m /時)	工事着手 予定 年月日	工事完成 予定 年月日	使用開始 予定 年月日	使用時間 間隔 の 使用 方法
六三ーホ	一四、二〇〇	令和三、 九、一三	令和三、 九、三〇	令和三、 一〇、一	断続 九時間 変動なし

備考 「六三ーホ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	通 常	最 大	
六三ノホ	一〇	一三	一〇・一
	一〇	一五	三・八

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No.10 排 水 口	No. 8 排 水 口	No. 7 排 水 口	No. 6 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)	
							水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		
七・五	〃	八・三	〃	七・五	七・二	七・四	通 常	最 大	通 常	最 大
〃	〃	〃	〃	〃	〃	九・六	通 常	最 大	通 常	最 大
四・三	〃	三・一	〃	三・五	五・二	一〇・九	通 常	最 大	通 常	最 大
二〇	〃	〃	四・五	一五	〃	二〇	通 常	最 大	通 常	最 大
一三	〃	〃	七	一八	一二	一五・九	通 常	最 大	通 常	最 大
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二五	通 常	最 大	通 常	最 大
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二・五	通 常	最 大	通 常	最 大
五・八	〃	〃	〇・六	〇・六九	一	一五	通 常	最 大	通 常	最 大
二三	〃	〃	三	六	五	四八	通 常	最 大	通 常	最 大
〇・三二	〃	〇・〇六	〃	〃	〃	〇・〇五	通 常	最 大	通 常	最 大
二	〃	〃	〃	〇・二	〃	〇・八	通 常	最 大	通 常	最 大
二七七、六九二・六	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	一〇、〇〇〇	五〇、二九九・九	二八、二三〇・八	通 常	最 大	通 常	最 大
八五、三〇七・四	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	一一、〇〇〇	五二、五四一	三三、九四〇・八	通 常	最 大	通 常	最 大



山口県公安委員会告示第三十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和三年八月十日

山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）及び技能検定員審査（準中型）
二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和三年九月十五日（水曜日）及び同月二十七日（月曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

- 三 審査申請書の受付期間及び時間
令和三年八月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
二万三千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千三百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類
技能検定員審査（普通）

- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 令和三年九月十六日（木曜日）及び同月十七日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和三年八月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万九千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

れる者であるときは、それぞれ一万九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五十円

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和三年九月二十一日(火曜日)、同月二十二日(水曜日)及び同月二十四日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和三年八月十六日(月曜日)から同月二十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
- 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 令和三年九月十六日（木曜日）午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
- 令和三年八月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
- 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
- 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
- 二万五千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に

相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百元
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 山口県公安委員会告示第三十五号**
- 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。
- 令和三年八月十日 山口県公安委員会
- 一 審査の種類
- 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）及び教習指導員審査（準中型）
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 令和三年九月二十八日（火曜日）、同月二十九日（水曜日）及び同年十月六日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千元
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千六百元
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千六百元

- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万四千五百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 その他
（一）審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
（二）この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

審査の種類	審査の日時及び場所	場所	審査申請書の受付期間及び時間	審査申請書の提出先	提出書類	備考
一 審査の種類 教習指導員審査（普通）	二 審査の日時及び場所 （一）日時 令和三年十月四日（月曜日）及び同月五日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで （二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	二 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	三 審査申請書の受付期間及び時間 令和三年八月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで	四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	五 提出書類 （一）教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。） （二）規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 （三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。） 六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。	六 教習指導員として必要な教育についての知識 千五百円

七 審査手数料

一万千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和三年九月三十日（木曜日）、同年十月一日（金曜日）及び同月七日

（木曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
令和三年八月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円

六 教習指導員として必要な教育についての知識

千二百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和三年十月七日（木曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和三年八月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千四百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。